

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・11（並）</p> <p>別表</p> <p>地域相談支援給付費単位数表</p> <p>第1 地域移行支援</p> <p>1 地域移行支援サービス費 <u>2,313単位</u></p> <p>注1 地域移行支援サービス費は、指定地域移行支援事業者（障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（<u>法第5条第21項</u>に規定する地域相談支援給付決定障害者）をいう。以下同じ。）に対して指定地域移行支援（指定基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 別に厚生労働大臣が定める地域の精神科病院（<u>法第5条第</u></p>	<p>1・11（並）</p> <p>別表</p> <p>地域相談支援給付費単位数表</p> <p>第1 地域移行支援</p> <p>1 地域移行支援サービス費 <u>2,300単位</u></p> <p>注1 地域移行支援サービス費は、指定地域移行支援事業者（障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（<u>法第5条第22項</u>に規定する地域相談支援給付決定障害者）をいう。以下同じ。）に対して指定地域移行支援（指定基準第1条第9号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 別に厚生労働大臣が定める地域の精神科病院（<u>法第5条第</u></p>

18項に規定する精神科病院をいう。以下同じ。) 障害者支援施設等 (指定基準第1条第2号に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。)、救護施設等 (同条第3号に規定する救護施設等をいう。以下同じ。)) 又は刑事施設等 (同条第4号に規定する刑事施設等をいう。以下同じ。)) に入院、入所等をしている地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合 (注2に定める場合を除く。) に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 (略)

3 退院・退所月加算

2,700単位

注 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院、退所等をする日¹が属する月 (翌月に退院、退所等をする日²が確実に見込まれる場合であつて、退院、退所等をする日³が翌月の初日等であるときにあつては、退院、退所等をする日⁴が属する月の前月) に、指定地域移行支援を行った場合 (1の注2に定める場合を除く。) に、1月につき所定単位数を加算する。

ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院、退所等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつては、加算しない。

4・5 (略)

第2 地域定着支援

地域定着支援サービスマニ

19項に規定する精神科病院をいう。以下同じ。) 又は障害者支援施設、のぞみの園 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法 (平成14年法律第167号) 第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)、法第5条第1項若しくは第6項の厚生労働省令で定める施設 (以下「障害者支援施設等」¹という。)) に入院又は入所している地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合 (注2に定める場合を除く。) に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 (略)

3 退院・退所月加算

2,700単位

注 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院又は障害者支援施設等からの退院又は退所日¹が属する月 (翌月に退院又は退所する日²が確実に見込まれる場合であつて、退院又は退所日³が翌月の初日等であるときにあつては、退院又は退所日⁴が属する月の前月) に、指定地域移行支援を行った場合 (1の注2に定める場合を除く。) に、1月につき所定単位数を加算する。

ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつては、加算しない。

4・5 (略)

第2 地域定着支援

地域定着支援サービスマニ

<p>イ 体制確保費</p> <p>ロ 緊急時支援費</p> <p>注1 イについては、指定地域定着支援事業者（指定基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域定着支援（指定基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）として、常時の連絡体制の確保等（指定基準第43条の規定による常時の連絡体制の確保等をいう。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>301単位</p> <p>703単位</p>
<p>イ 体制確保費</p> <p>ロ 緊急時支援費</p> <p>注1 イについては、指定地域定着支援事業者（指定基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域定着支援（指定基準第1条第10号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）として、常時の連絡体制の確保等（指定基準第43条の規定による常時の連絡体制の確保等をいう。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>300単位</p> <p>700単位</p>